

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第4条の規定に基づき、幹部自衛官の候補者の任用基準に関する訓令を次のように定める。

昭和32年11月4日

防衛庁長官 津 島 寿 一

幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令

改正	昭和38年10月25日庁訓第50号	令和	元年11月22日省訓第25号
同	53年1月13日庁訓第1号	令和	4年11月28日省訓第75号
同	61年3月27日庁訓第9号	令和	5年11月24日省訓第103号
平成	6年3月24日庁訓第13号		
同	6年11月7日庁訓第56号		
同	7年10月25日庁訓第53号		
同	8年12月11日庁訓第54号		
同	9年12月10日庁訓第41号		
同	10年10月16日庁訓第44号		
同	11年11月19日庁訓第55号		
同	14年11月29日庁訓第58号		
同	15年10月29日庁訓第69号		
同	17年11月7日庁訓第76号		
同	18年3月31日庁訓第63号		
同	19年1月5日庁訓第1号		
同	19年11月30日省訓第164号		
同	21年3月31日省訓第31号		
同	21年6月29日省訓第40号		
同	24年3月19日省訓第6号		
同	26年3月6日省訓第5号		
同	26年5月30日省訓第35号		
同	26年11月28日省訓第59号		
同	28年1月26日省訓第1号		
同	28年11月30日省訓第67号		
同	29年12月15日省訓第62号		
同	30年11月30日省訓第45号		

第1条 防衛省職員給与施行規則（昭和44年総理府令第45号）第1条第1項第1号ハに掲げる者が3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者を命ぜられた場合において、その者が人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下この項において「規則9-8」という。）別表第3学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）の学歴区分欄の「大学4卒」の区分に対応する学歴免許等の資格欄の各号に掲げる資格のいずれかを有している場合であつて、当該資格を取得した時以後の経験年数（規則9-8第15条の2の規定による経験年数をいう。以下同じ。）を1年以上有する場合には、その者のその候補者である間の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。ただし、当該学歴免許等の資格を有していないものとして次項の規定の例により算定して得た額に満たない額となる場合にあつては、当該算定して得た額によることことができる。

(1) 1年以上2年未満 251, 400円

(2) 2年以上 258, 600円

2 前項に定めるもののほか、防衛省職員給与施行規則第1条第1項第1号に掲げる者が幹部自衛官の候補者を命ぜられた場合において、その者が学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の「中学卒」の区分に対応する学歴免許等の資格欄の各号に掲げる資格のいずれかを取得した時以後の経験年数を10年6月以上有する場合には、その者のその候補者である間の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

(1) 10年6月以上12年未満 251, 400円

(2) 12年以上 258, 600円

3 前2項の規定にかかわらず、防衛省職員給与施行規則第1条第1項第1号ハに掲げる者が幹部自衛官の候補者を命ぜられた場合において、その者が学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の「大学4卒」の区分に対応する学歴免許等の資格欄の各号に掲げる資格のいずれかを有している場合であつて、当該資格を取得した時以後の経験年数を3月以上有する場合には、その者のその候補者である間の俸給月額は、防衛大臣が必要と認める場合に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める額とすることができる。

- (1) 3月以上6月未満 245,500円
- (2) 6月以上9月未満 247,600円
- (3) 9月以上1年未満 249,600円
- (4) 1年以上1年3月未満 251,400円
- (5) 1年3月以上1年6月未満 253,200円
- (6) 1年6月以上1年9月未満 255,000円
- (7) 1年9月以上2年未満 256,800円
- (8) 2年以上2年3月未満 258,600円
- (9) 2年3月以上2年6月未満 260,400円
- (10) 2年6月以上2年9月未満 262,200円
- (11) 2年9月以上 263,900円

(平17庁訓76・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓164・平21省訓31・平21省訓40・平26省訓5・平26省訓35・平26省訓59・平28省訓1・平28省訓67・平29省訓62・平30省訓45・令元省訓25・令5省訓103 一部改正)

第2条 防衛省職員給与施行規則第1条第1項第2号ロに掲げる者が幹部自衛官の候補者を命ぜられた場合において、その者が学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の「修士課程修了」の区分に対応する学歴免許等の資格欄の各号に掲げる資格のいずれかを有している場合であつて、当該資格を取得した時以後の経験年数を3月以上有する場合には、その者のその候補者である間の俸給月額、防衛大臣が必要と認める場合に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- (1) 3月以上6月未満 263,900円
- (2) 6月以上9月未満 265,700円
- (3) 9月以上 267,500円

2 前項の規定は、防衛省職員給与施行規則第1条第1項第2号ニに掲げる者が幹部自衛官の候補者を命ぜられた場合の俸給月額について準用する。この場合において、前項中「修士課程修了」とあるのは、「大学6卒」と読み替えるものとする。

(平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓164・平21省訓31・平26省訓5・平26省訓35・平26省訓59・平28省訓1・平28省訓67・平29省訓62・平30省訓45・令元省訓25・令5省訓103 一部改正)

附 則

この訓令は、昭和32年11月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年10月25日庁訓第50号) (抄)

この訓令は、昭和38年10月25日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日庁訓第1号)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日庁訓第9号)

この訓令は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日庁訓第13号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月7日庁訓第56号)

1 この訓令中第1条から第3条までの規定は平成6年11月7日から、第4条の規定は同年12月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定、第2条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定及び第3条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年10月25日庁訓第53号)

- 1 この訓令中第1条の規定は平成7年10月25日から、第2条の規定は同年11月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月11日庁訓第54号）

この訓令は、平成8年12月11日から施行し、改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月10日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、平成9年12月10日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定、第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定、第3条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定及び第4条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年10月16日庁訓第44号）

この訓令は、平成10年10月16日から施行し、改正後の防衛庁職員給与施行細則及び幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年11月19日庁訓第55号）

この訓令は、平成11年11月25日から施行し、改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令及び幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月29日庁訓第58号）

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年10月29日庁訓第69号）

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日庁訓第76号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年11月30日庁訓第164号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日省訓第31号）（抄）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中目次（「第27条の10 船舶検査等手当」を「第27条の10 海上警備等手当」に改める部分に限る。）及び第27条の10の改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。

附 則（平成21年6月29日省訓第40号）（抄）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日省訓第19号）

- 1 この訓令は、平成24年3月19日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日後において、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者が次に掲げる者である場合には、その者のその候補者である間の俸給月額は、この訓令による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者

- (2) 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）による改正前の薬剤師法（昭和35年法律第146号）第15条第2号の規定の適用を受けた者
- (3) 薬剤師法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定の適用を受けた者

附 則（平成26年3月6日省訓第5号）

この訓令は、平成26年3月6日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。
- 2・3 （略）

附 則（平成26年11月28日省訓第59号）

この訓令は、平成26年11月28日から施行し、改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月26日省訓第1号）

- 1 この訓令は、平成28年1月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定及び第3条の規定（附則第3項の改正規定を除く。）による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月30日省訓第67号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行し、改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令、幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月15日省訓第62号）

- 1 この訓令は、平成29年12月15日から施行する。
- 2 第1条の規定（幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令第1条第1項の改正規定（「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。）及び同条第3項の改正規定（「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の同訓令、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び第3条の規定による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年11月30日省訓第45号）

この訓令は、平成30年11月30日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定及び第3条の規定（附則第1項及び第2項の改正規定を除く。）による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月22日省訓第25号）

この訓令は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月28日省訓第75号）

この訓令は、令和4年11月28日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月24日省訓第103号）

この訓令は、令和5年11月24日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定及び第3条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定は、令和5年4月1日から適用する。